配当公告

長野県下伊那郡高森町下市田三二〇七番地六
破産者　ワタトウ食品株式会社

右の者に対する長野地方裁判所飯田支部平成二十二年（フ）第一〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金二八六、九六二、〇三一円
（内優先債権　金六、八〇〇、一四一円）

一、配当することのできる金額
金二九、五二四、二二八円

平成二十五年一月二十四日
長野県飯田市鈴加町二丁目一六番地一
破産管財人　原　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県白石市福岡蔵本字長峯一三番地一五、最後の住所宮城県白石市東町一丁目七番八号
被相続人　亡　小形　慶助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一〇―二六　旭開発ビル四〇六
相続財産管理人　弁護士　中谷　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市木田余二五五七番地、最後の住所茨城県土浦市木田余四九二一番地
被相続人　亡　中島　茂明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号　みとみらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区西ヶ原四丁目六番地一二、最後の住所東京都北区西ヶ原四丁目六番二号
被相続人　亡　石田　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
東京都港区赤坂二―二―二一永田町法曹ビル三〇二号
相続財産管理人　弁護士　菅野谷信宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市白山町南家城一七九番地、最後の住所愛知県名古屋市中村区中村町五丁目三六番地　栄荘二号
被相続人　亡　藤井　健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一七―一二丸の内エステートビル七〇二号弁護士法人金岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大辻　美玲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市垂水八七九番地、最後の住所三重県津市河辺町一三一七番地一
被相続人　亡　河邉　君枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
三重県津市大倉一二番一三号
相続財産管理人　坂口　和規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綴喜郡八幡町大字八幡荘小字森四三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　下野佳米夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
京都市左京区下鴨東本町九番地七
相続財産管理人
司法書士　加地こと　飛永　惠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区長柄中二丁目六番地、最後の住所大阪市北区長柄中二丁目一番一号
被相続人　亡　倉田　操

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
大阪市北区西天満三丁目四番五号西天満ワークビル三〇一号
相続財産管理人　弁護士　川合　清文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区南船場四丁目五三番地、最後の住所大阪市旭区清水二丁目九番九号
被相続人　亡　野口　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
大阪市北区中之島三丁目二番四号朝日新聞ビル一一階
相続財産管理人　弁護士　玉越　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市都島区都島北通二丁目八〇番地、最後の住所大阪市北区豊崎四丁目二番一一―五一二号
被相続人　亡　柏木　卓成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
大阪市北区西天満一丁目二番五号大阪ＪＡビル一二階
相続財産管理人　弁護士　本間　拓洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区霞ヶ丘四丁目二番、最後の住所神戸市垂水区霞ヶ丘四丁目二番一六号
被相続人　亡　眞脇　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル七階
相続財産管理人　弁護士　韓　検治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市紀寺町七六六番地、最後の住所奈良県奈良市大宮町四丁目二七五番地の一森村第三ビル三〇六号
被相続人　亡　村田キヌヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
奈良県奈良市中筋町一六番地の二北羅マンション二〇三号
相続財産管理人　司法書士　農澤　秀高

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市生野区新今里町七丁目八番地、最後の住所大阪市西区北堀江御池通二丁目八〇番地
被相続人　亡　石井金次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十四日
奈良県橿原市内膳町一―一―一九セレーノビル二階なら法律事務所
相続財産管理人　弁護士　朝守　令彦

第59期決算公告

平成25年1月24日
東京都世田谷区成城八丁目4―21
陽和建設株式会社
代表取締役　赤川　鉄哉

貸借対照表の要旨
（平成24年2月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,725
	固定資産	71,679
	合計	75,405
負債及び純資産の部	固定負債	10,389
	株主資本	65,015
	資本金	20,000
	利益剰余金	45,015
	利益準備金	2,360
	その他利益剰余金	42,655
	（うち当期純利益）	(2,883)
	合計	75,405